

愛善苑会則改正案

現行会則

前文

本会則は本会の目的達成のため代表役員を中心にして、各役員、会員、共に信頼の上に立脚して、愛善苑の運営が、円滑に展開されるよう最小限の約束事を定め、これを会則とした。

本会則が愛善苑の崇高な理念に基づき会員相互の信義の上に運用されることを確認する。

平成十年四月四日

改正会則案

前文改正案

本会則は、本会を構成する分苑、会員、諸グループの多様な意見を調整し、本会全体が民主的かつ円滑に運営されるための、最小限の約束事として定めるものである。代表役員、責任役員、総代、各種委員は、その職務権限が会員から預託されたものであるという自覚を持ち、規則および本会則、関連条例を遵守し、情報公開を旨とし、会の運営にあたらねばならない。

本会則が、「相教誨」するという立教の精神に基づき、会員相互の信義の上に運用されることを確認する。

平成〇年〇月〇日

【武田】現在の前文は、主語と述語が混乱しているので、これを正した。また、代表役員を中心にするという宣言そのものが、「相教誨」の精神に反する。中心はあくまで

第一章 総則

(目的・使命)

第一条 本会は、宇宙の本源たる救世主神・神素盞鳴大神を齋き奉り、更生主・出口王仁三郎聖師の神教である「靈界物語」を信奉し、祭儀をいとなみ、人類愛善の大義を實踐普及し会員の教化育成をはかり、もって人類永遠の救いである地上天国の建設、即ち、世界の恒久平和と福祉向上のために尽くすことを目的・使命とします。

個々の会員であり、分苑であり、執行部はそれを援助するために存在すると考えるべし。

また、現行会則は「ですます体」であるが、ほんらい会則とは厳肅なものであり、全体に正文に改訂の必要があると考えるが、改正条文以外は煩雑なので「ですます体」のままとした。

【目崎】67巻神仏無量寿経に説かれる「相教誨」することは聖師の遺言。信奉する靈界物語の教えを根拠にした規則にすべき。改正案に賛成。

第一章 総則

(目的・使命)

第一条 本会は、宇宙の本源たる救世主神・神素盞鳴大神を齋き奉り、更生主・出口王仁三郎聖師の神教である『靈界物語』を信奉する者が集い、ともに相教誨し、祭儀をいとなみ、人類愛善の大義を實踐普及し、会員の教化育成をはかり、もって人類永遠の救いである地上天国の建設、即ち、世界の恒久平和と福祉向上のために尽くすことを目的・使命とする。

【武田】本来は規則第三条もこれと同様に変更すべきであるが、監督官庁が法的に意味のない規則変更として認証しない可能性があるので、会則のみの変更が妥当であろう。

(名称)

第二条 本会を「愛善苑」と称します。

(苑主)

第三条 本会は愛善苑提唱者・出口王仁三郎聖師を永久の苑主とします。

(本部)

第四条 本会は、本部を京都府亀岡市におき、各地に分苑及び分所を設置します。

(活動)

第五条 本会は目的・使命を達成するため、左記の活動を行います。

一 出口王仁三郎聖師のみ教えの研鑽と普及を行います。

二 まつりの実践をします。

三 世界平和実現のため、国内外の宗教団体や、文化団体との交流や提携に努めます。

四 前項推進のため、エスペラント普及に努めます。

五 機関誌、その他の文献の発行、普及に努めます。

六 そのほか信徒育成教化のための事業を行ないます。

(会員)

第六条 本会の目的・使命に賛同し、その活動に参加する方

(名称)

第二条 本会を「愛善苑」と称します。

(苑主)

第三条 本会は愛善苑提唱者・出口王仁三郎聖師を永久の苑主とします。

(本部)

第四条 本会は、本部を京都府亀岡市におき、各地に分苑及び分所を設置します。

(活動)

第五条 本会は目的・使命を達成するため、左記の活動を行います。

一 出口王仁三郎聖師のみ教えの研鑽と普及を行います。

二 まつりの実践をします。

三 世界平和実現のため、国内外の宗教団体や、文化団体との交流や提携に努めます。

四 前項推進のため、エスペラント普及に努めます。

五 機関誌、その他の文献の発行、普及に努めます。

六 そのほか信徒育成教化のための事業を行ないます。

(会員)

第六条 本会の目的・使命に賛同し、その活動に参加する者

を会員とします。会員は正会員と準会員の二つにします。

イ 正会員（大神さま奉斎・「神の国」誌購読・更始金納入）

ロ 準会員（「神の国」誌購読・更始金納入）

二 入会については、所定の申込書に署名し、分苑長もしくは分所長を経て申し込みます。

三 会員はもよりの分苑もしくは分所に所属します。

四 更始金は原則として毎月納入し、その額は定めません。

を会員とする。会員は、正会員と準会員の二種類とする。

イ 更始金を納入し、所属する世帯の住居において大神さまを奉斎し、世帯ごとに機関誌『神の国』誌を購読する者を正会員とする。

ロ 更始金を納入し、機関誌『神の国』誌を購読する者を準会員とする。

二 本会に入会を希望する者は、会員3名の推薦を得て、所定の申込書に署名し、事務局長に提出するものとする。ただし、分苑長が本人の了承を得て、この提出を代行することを妨げるものではない。

三 入会の申し込みがあつた場合は、責任役員会が審査し、代表役員が認証する。責任役員会は正当な事由なく、入会を拒絶することはできない。

四 次の各号に該当する場合、責任役員会は入会を拒絶することができる。

1 カルト団体、暴力団等の構成員あるいは準構成員、同調者と看做される場合

2 マルチ商法などの会員獲得を目的としていると看做される場合

五 会員は自分で選択した分苑に所属することができる。ただし、この規定は会員がいずれの分苑にも所属しないことを妨げるものではない。

六 更始金は原則として毎月納入し、その額は定めない。

七 更始金を半年以上納入しない場合は、会員資格は喪失す

【武田】

※従来は、会員の規定が曖昧であったが、会員の権利に関する規定がないため、通用していた。しかし、本改正案は、会員の直接投票による責任役員の選出が眼目になるので、会員の定義は重要である。従来の方針を厳格に適用すると、夫婦で信仰している場合、更始金はそれぞれ納入するのが通例であるが、もちろん奉斎する神体は一体であり、「神の国」誌の購読も一誌であるから、夫婦のいずれかは会員でないことになり、現状にそぐわない。親子同居や二世帯住宅の場合も同様の問題が生じるので、厳密な定義を試みた。この規定では、二世帯住宅の場合、奉斎する神体は一体でよいが、「神の国」誌は世帯ごとに購入する必要がある。それぐらいは会員の自覚として必要であろう、という趣旨である。

※入会の要件を厳しくしたのは、会員に選挙権その他の権利が生じるため、他教団等からの組織的な加入職権を防止するためである。

※会員が分苑に所属しない場合は、総代選出について意見を反映させることができないだけである。分所は廃止。

【目崎】所属分苑の選択を会員に保障するのは組織の活性化につながる。会員を獲得するには分苑に魅力が必要なこ

(総代)

第七条

二 総代は会員の中より地区選出総代と本部指名の総代とする。

三 地区選出の場合は、その地区の分苑長の話し合いにより選出する。

四 地区選出とは、香岐・一名、九州・一名、山陽・一名(山口、広島、岡山)、山陰・一名、近畿二名(神戸・京都・大阪)、北陸・一名、東海・一名、静岡・三名、関東・一名(東京、千葉)、本部指名・三名の十五名とする。

とは自明であつて、各分苑の進歩向上につながる。また物語では、天国団体の形成条件として意思思想の共通性が指摘されている。分苑選択の自由は、みずから進んで団体の構成員になるのであつて、強制や支配ではないという原点の確認である。

(総代)

第七条 この法人に三十六名の総代を置く。

二 総代は、総代選出条例にもとづき割り当てられた議席分の人数を、各分苑において所属会員の中から選出し、代表役員がこれを認証する。代表役員は選出された総代の認証を正当な事由なく拒否することはできない。

三 総代の任期は三年とする。ただし再任を妨げない。

四 総代が辞任、死亡した場合は、当該総代を選出した分苑は2週間以内に新たに総代を選出し、認証を受けなければならぬ。この場合、あらたに選出された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

五 総代は辞任または、任期満了後も後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

【武田】総代選出条例(三八頁)参照。規則第十二条注記でも述べたように、全三十六議席を各分苑にそれぞれの所属の会員数に応じて比例配分する提案であるが、総代を一名も選出できない分苑が発生する場合は想定され、さらに

議論と研究が必要であらう。

(教学委員会、祭祀委員会、宣教委員会)

第八条 本会は、代表役員の下に教学委員会と祭祀委員会と宣教委員会をおきます。

二 教学委員と祭祀委員及び宣教委員は分苑長会議で推薦し、代表役員が責任役員会にはかり承認します。

三 教学委員長、祭祀委員長、宣教委員長は各委員の互選とします。

四 教学委員会は、教学の研鑽、教学誌の編集、講師の養成と責任役員会からの諮問に応じます。

五 祭祀委員会は、祭祀を研鑽し、祭員を養成します。

六 宣教委員会は宣伝使会と連絡の上、宣教に関する企画運営を行います。

(教学委員会、祭祀委員会、宣教委員会)

第八条 本会は、代表役員の下に教学委員会、祭祀委員会、宣教委員会、編集委員会を設置する。

二 教学委員、祭祀委員、宣教委員、編集委員は責任役員会で推薦し、総代会の議決を経て任命される。

三 教学委員長、祭祀委員長、宣教委員長、編集委員長は各委員の互選とする。

四 教学委員会は、教学の研鑽、教学誌の編集、講師の養成を行い、責任役員会からの諮問に応じる。また、会員から、教学上の質問が文書で提出された場合は、教学委員はその見解を機関誌上で公表しなければならない。

五 祭祀委員会は、祭祀を研鑽し、祭員を養成する。

六 宣教委員会は宣伝使会と連絡の上、宣教に関する企画運営を行う。

七 編集委員会は、機関誌『神の国』誌の編集を主たる業務とし、次の各号に従い業務を遂行する。

1 編集委員会は、法令、規則、会則、条例に定められた公告及び公表事項を機関誌に掲載しなければならない。

2 編集委員会は、教学委員会、祭祀委員会、宣教委員会ならびに宣伝師会と親密な関係を保ち、各会の業務遂行に係わる記事を機関誌に掲載しなければならない。

い。

3 編集委員会は、公正な編集を行なう様に努め、いやくも機関誌を他の目的に使用してはならない。

【武田】各委員会が責任役員会の下に位置づけられるならば、責任役員会が推薦し、総代会の承認を得るというのが合理的である。

【川合】現行会則では第十一条で事務局のなかに出版部を置き、そのなかに編集委員会を置くといういびつな構造になっている。あいぜん出版の解散にともなう会則改正の際に混乱したものと思われるが、組織原理としては、編集委員会が上位で出版部はその指揮下において業務を遂行しなければならぬ。第十一条の改正案とあわせて要検討。

(顧問、特派宣伝使、道場長)

第九条 本会に顧問及特派宣伝使、道場長を置くことが出来る。

二 顧問、特派宣伝使、道場長は責任役員会で推薦し、総代会の議決を経て、代表役員が委嘱する。

【武田】事務局長の任命規定は、第十一条(事務局)に移動した。

(顧問、特派宣伝使、道場長、事務局長)

第九条 本会に顧問及特派宣伝使、道場長、事務局長を置くことが出来ます。

二 顧問、特派宣伝使、道場長、事務局長は責任役員会で決定し、代表役員が委嘱します。

(宣伝使、宣伝使会、宣伝使会長)

第十条 本会に宣伝使を置き宣伝使会を構成します。

二 宣伝使会会長は宣伝使会員の互選とする。

三 宣伝使・宣伝使会については別途細則による。

(事務局)

第十一条 本会に事務局をおき事務局長が統括します。

二 事務局は、総務及び経理事務のほか、責任役員会並びに事務局長の決定した事案の日常業務に従事します。

三 事務局の中に祭式部を置き、祭祀委員長の指導を受け、
祭典・靈祭・葬祭の準備、祭式講習会等の主管部門として奉仕します。

四 事務局の中に宣教部を置き、宣教委員長の指導を受け、
対外講演会、青年会、講座、等本会宣教の主管部門として奉仕します。

五 事務局の中に出版部を置き、機関誌・その他の文献
(参考資料、祭典・講座等のプログラムの制作)の出版
販売、及び神具・神器の販売をします。

六 出版部の(会計、予算、決算)は別途会計とし、所轄
庁に届出をします。

七 出版部は編集委員会を設け(教学委員長、宣教委員長
の指導を受け)出版の編集企画運営を協議し、責任役員
会に答申します。

(宣伝使、宣伝使会、宣伝使会長)

第十条 本会に宣伝使を置き宣伝使会を構成します。

二 宣伝使会会長は宣伝使会員の互選とする。

三 宣伝使・宣伝使会については別途細則による。

(事務局)

第十一条 本会に事務局をおき事務局長が統括する

二 事務局は、責任役員会で推薦し、総代会の議決を経て任命される。

三 事務局は、本部会館の管理、総務及び経理事務のほか、
責任役員会並びに事務局長の決定した事案の日常業務に
従事する。

四 事務局は、祭祀委員長の指導のもとに、祭典・靈齋・
葬祭の準備および実施に従事する。

五 事務局は、宣教委員長の指示があった場合は、その指
揮下において、対外講演会、青年会、基本講座の準備な
らびに実施に従事する。

六 事務局の中に出版部を置く。

1 出版部は、編集委員会の命を受けて、機関誌その他
の出版物の編集・発行し、その販売、及び神具・神器の
販売を行う。

2 出版部の会計、予算、決算は別途会計とし、所轄庁
に届出をする。

(地方組織)

第十二条 各地に次のような組織を設置します。

二 名称は愛善苑〇〇分苑とします。

三 分苑の設置は設置申請にもとづき責任役員会にはかり
代表役員が承認します。

四 分苑は原則として正会員三世帯以上で構成します。

五 分苑には分苑長・次長・会計を置きます。

【武田】現状で存在しない部を列挙しても無意味なので改訂した。ただし出版および物品販売は法人税法上、課税される収益事業であり、宗教法人法により別途会計とし、所轄庁に届け出義務がある。

【川合】現行第五項では、出版部が編集委員会を設ける規定になっているが、まさに「大の字逆様」である。出版部は、編集委員会の指揮・命令のもとにその業務に従事するのである。なお、現行第五項の括弧内の「祭典・講座等のプログラム」は非売品であり、その制作に何人が従事しようが、出版部としての事業ではない。編集委員会については、第八条第七項を参照。

【目崎】事務局員は組織に雇用されているもので奉仕者でなく従業員。したがって奉仕するのではない。決められた職務に従事しなければならない。

事務局員がたとえ会員であっても、立場は従業員（団体職員）であることを確認したい。

(分苑)

第十二条 本会は日常の信仰生活、宣教活動の基本構成組織として、各地に分苑を置く。

二 名称は愛善苑〇〇分苑とする。

三 分苑の設置は、設置申請にもとづき、責任役員会の審査および議決を経て、代表役員が認証する。

四 分苑は正会員三世帯以上で構成される。

六 分苑長は所属会員で選出し、責任役員会の議決を経て代表役員が承認します。

七 分苑設立条件に満たないものは、届出により分所として代表役員が承認します。

(分苑長)

第十三条 分苑長は所属会員が選出し、責任役員会の議決を得て代表役員が承認します。

(分苑長会)

第十四条 分苑長は第一条の目的を達成するための分苑長会を組織し、責任役員に協力してこの法人の護持発展に務めるものとする。

二 分苑長会は代表役員が召集する。ただし、代表役員が欠けている場合及代表役員が次項の召集を怠った場合

六 分苑には分苑長・次長・会計を置く。

七 分苑長は所属会員で選出し、代表役員が認証する。

八 会員は所属する分苑を自由に選択し、いつでもその所屬を変更することができる。

九 分苑はその傘下に出張所を置くことができる。

【武田】分所には総代選出の資格がないから、規定は不要ではないか。

【目崎】代表役員はなんら宗教的権威を持たないのであるから、分苑の設置に関しては承認するような権威はない。事務的に認証する立場が妥当と考える。愛善苑の場合、権威はご神格そのものである。47巻、48巻を参照。

(分苑長)

第十三条 分苑長は所属会員が選出し、代表役員が認証する。

第十四条削除

【目崎】現在の分苑長会は、かつて「総代会に代わる議決機関にする」と代表役員の説明があり、機関長会議なる名目のもとに発足させたのち、頓挫した事実を取り繕うために、総代会と並立させてきたもので、有名無実となってい

は、代表役員以外の責任役員合議により選出された者が召集しなければならない。

三 代表役員は分苑長会の過半数の請求があった時は、分苑長会を召集しなければならない。

四 分苑長会議の議長は分苑長の互選とする。

五 分苑長会は分苑長の定数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することが出来ない。ただし、分苑長会に付議される事項につき書面を以つて予め可否の意思を表示したものは出席とみなす。

六 分苑長会の議事はこの規則に別段さだめがある場合を除き、分苑長定数の過半数で決する。

(会則・細則)

第十五条 愛善苑の運営は規則及び会則に従ってなされませんが、細部については別に細則を決め、実施方針とします。

二 会則・細則は総代会の同意をえて責任役員会の議決を経て、代表役員が承認します。

三 会則・細則の変更については総代会の同意を得て責任役員会の議決を経て、代表役員が承認します。

る。廃止すべき。

【武田】分苑の意向は、分苑比例代表総代制度の導入にもとづき廃止されてしかるべきかと思うが、どうだろうか。

(会則・細則)

第十五条 愛善苑の運営は、規則、会則、及び、別途定める追加会則・条例・細則に従って行われる。

二 会則・追加会則・条例・細則は総代会の同意をえて、責任役員会の議決を経て、代表役員が認証する。

三 会則・追加会則・条例・細則の変更は、総代会の同意を得て責任役員会の議決を経て、代表役員が認証する

【武田】条例・細則は「実施方針」ではなく、守らなければならない法規である。